

【質問内容・大綱三点】

1. 宮城県の財政状況

◦当初予算編成について

- ・自由に使える財源、自主裁量の余地が狭まっている点について
- ・平成 20 年度以降の地方交付税との関係で本県の財政に与えた影響
- ・厳しい財政状況を乗り切るため、来年度以降どう指針を示すのか
- ・仮に何かの公共事業をやめた場合、本県の一般財源に与える影響

◦自由に使える財源の伸びについて

◦国の補正予算に係る県事業の執行状況はどうか。また、国補正予算が組み直された場合の影響

2. 地方分権改革

◦納税者の視点で国と地方のあり方について

◦国から税財源の移譲を求める取り組みについて

◦地方自治体への権限委譲について

◦試験研究機関のあり方について

◦附属機関の見直しについて

◦本件独自の付属機関の見直し基準について

3. 予防医療と健康づくりにおけるスポーツ振興

◦予防医療の現状の健診内容を更に質の高い内容に充実させるための国との連携について

◦健康づくりのためのスポーツ振興

・健康づくりへの啓発活動の具体的な形や取り組み

・予防医療と健康づくりにおける運動促進のモデル事業について

・総合型地域スポーツクラブの普及の推進、またそのための国の計画との隔たりについて

【前談】

我が国のこれまでの地方行政のあり方は、地域に根差し、その特性を生かした行政運営ではなく、中央集権国家としての国の一元的な管理のもと、施策と財源がセットになり、均一的に振り分けられるフルスペックの支給物に対し、その実行の担い手であることが大きな役割でありました。国全土を挙げ、国民生活の水準を底上げた戦後復興には、このあり方が大きな役割を果たしました。

しかし、時代を経て、組織としても肥大化し、今の我が国にとって、行政の効率的な機能を果たすことなく、制度疲労を起こしたまま放置し、国家運営の手綱を握るこの権益に固執し続けたおごりが、このたびの国政審判に吹いた、変革を希望する風、そして期待感を生んだ原因であり、私も自由民主党に籍を置く地方議員の 1 人として、この結果を重く受けとめなければなりません。

私たち政治家が民意という意味をしっかりと理解しなければならない状況が現在の政治にはあります。最近の政策には、現金給付型というマスコミ等で利益分配のばらまきともやゆされるものが多く目にいたします。私個人の見解としては、確かにこの不況時には効果があっても、暫定的な政策ではなく半恒久的な政策として、これだけ多いことに違和感を覚えます。政治は税金を配るサービス業ではありません。大切な税金をいかにむ

だなく、それぞれの分野の最大限の公益をつくり出すことに努めることが税金用途の第一義であり、この議場にいる我々の大きな職責であります。忘れてはならないのは、財源が皆様の税金である以上、利益の分配は、負担と責任の分配と表裏一体となっていることです。そして、厳しい財政運営からの財源の拠出先は、別の施策財源からの移譲や増税という新たな負担を強いることであります。それは全国都道府県の中でも、特に厳しい財政状況にある本県の財政をつぶさに見てきた私たちが何よりも理解していることではないでしょうか。まずは県民皆さんが示す意思があつて、その意思にしっかりこたえる県民と行政の補完関係をこれからも追求してまいります。

民意とは、公益とは、何なのか。私みずからが常に問いかげながら、真摯にこの職責を全うすることをここに旨といたし、大綱3点についてお伺いしてまいります。

【大綱1点目、宮城県の財政状況】

当初予算編成について

平成18年度より本県の財政再建のために策定された新・財政再建推進プログラムは、今年度計画期間の最終年度を迎える。村井知事においては、知事就任と同時に、財政の危機的状況の中、決裁者として、本プログラムを聖域なき歳出の見直しとして遂行しながら、新知事として独自の村井カラーを示さなければならなかった、そのときの苦心の心情をお察しする。そして、三位一体改革の名のもと、地方交付税が大幅に減額されていることに加え、長引く景気の低迷による県税収入の落ち込みや、人件費や公債費などの義務的経費の増大などにより、毎年度の財源不足額の見込みが発生する不安定な状況でのかじ取り、今年度には職員給料のカットと株の売却まで踏み込み、準用財政再建団体への転落の危険性を回避し続けてきた。そのような中、今年の2月定例会、平成21年度当初予算の審議も終わり、閉会日に、平成23年度には準用財政再建団体に入ると地元紙を初めマスコミ等でも報道され、県民に不安を与え、住民サービスを維持し続けていくことができるのかという多くの声が、県民から直接選ばれた私たち議員のもとにも届けられ、おしかりもいただいたところである。知事を初めとする執行部皆様、そして財政と施策を精査する私たち議員一同、この議場にいるすべてのもので是々非々を議論し、その可能性が万が一にでも残すことのないようにしなければ、それは私たちの職責と議会の意義を問われかねない根本の問題である。村井知事は、任期中、苦勞の末、平成18年度から四度にわたる当初予算編成を行いました。そこで以下の4点について質問する。

質問1. 自由に使える財源、自主裁量の余地が狭まっている点について

国からの依存財源である地方交付税と国庫支出金を主な財源として預かる地方自治体首長全般に言えることなのかもしれないが、自由に使える財源、自主裁量の余地が狭まってきているように思われるが、この4度における当初予算編成についてどのように知事は考えているのか。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

この四年間、県財政は非常に厳しい状況ではあったが、職員とともに一丸となって富県宮城の実現に向け、全力で取り組んできた。御指摘のとおり、自主財源が減少傾向にある中、各年度の予算編成に当たっては、財源確保のため、新・財政再建推進プログラムに基づく歳入確保対策、歳出削減対策を着実に実施したほか、富

県宮城の実現のため、みやぎ発展税を導入した。その上で、歳出では、私自身の強いリーダーシップのもと、限られた財源を福祉や医療、教育といった基本的な県民サービスの確保、産業振興や防災対策などの重点政策を踏まえた予算配分に努めたものである。今後も、宮城の将来ビジョンに基づき、県政のすべての分野に目を配りながら、県民が希望を持ち、安心して生活できる地域づくりを進めてまいりたいと考えている。

質問 2. 平成 20 年度以降の地方交付税との関係で、本県の財政に与えた影響

平成 19 年に私たちの国民の所得税が減り、下がった所得税分、住民税が上がった。納税者の立場からするとプラスマイナスゼロだが、平成 20 年度以降の地方交付税との関係で、本県の財政に与えた影響をお聞かせ願いたい。

答弁（石山 英顕 総務部長）

三位一体改革による国庫補助・負担金の廃止・縮減に伴う、国税である所得税から地方税である個人住民税への税源移譲については、税源移譲後に地方間の財政力格差が拡大しないようにするため、税源移譲相当額を地方交付税の基準財政収入額に 100%算入することとされている。このため、御指摘の地方交付税と所得税から個人住民税への移譲との関係については、地方交付税の算定上、本県財政への影響はなかったものと認識している。

なお、三位一体改革における国庫補助・負担金の廃止と税源移譲の関係については、本県においては、国庫補助・負担金が 462 億円削減されたのに対し、税源移譲は 345 億円にとどまったため、歳入が 117 億円減少したところであり、本県財政への影響は大きかったものと分析しているところである。

質問 3. 厳しい財政状況を乗り切るため、来年度以降どう指針を示すのか

平成 23 年度には準用財政再建団体に入るとの報道があり、多くの県民は今も不安を抱いている。今年度、計画期間の最終年度を迎える新・財政再建推進プログラムに次ぐ次年度以降の取り組みにおいて、この難局にどのような指針を示し、乗り切るのか。

答弁（村井 嘉浩 知事）

平成 11 年の財政危機宣言以降、継続して、可能な限り歳入確保対策、聖域なき徹底した歳出抑制対策を実施してきた本県にとりましては、これ以上の財源捻出はもはや限界に近づきつつある。しかしながら、非常に厳しい財政状況にあっても、御指摘のとおり、この難局を乗り切るため指針を示していかなければならない。このため、現在、私自身が先頭に立って、新たな財政再建のためのプログラムの策定に向け、全庁挙げて取り組んでいるところである。具体的には、公共事業のキャップ制の継続や新たな定員管理計画の策定などの検討に加え、やむを得ず県債の活用や公債費の平準化の継続も検討するなど、あらゆる手段を総動員して策定をしていく所存である。

一方で、これらの自助努力だけでは構造的な財源不足の解消は困難であるため、地方交付税の復元充実や安定的な税収の確保を含む地方税財源の充実強化について、引き続き、国に対して強力に働きかけていきたい。

再質問

御答弁の中で、公共事業のキャップ制など定員管理、そして国への働きかけを含めて、知事は 23 年度に向けた指針を示していただいた。県民は非常に住民サービスが限られてくるのではないかと不安を抱いている。県民の不安解消ということが政治家に与えられた使命であると考えているが、23 年度の見通し、知事の更なる意気込み、方針をお聞かせ願う。

答弁（村井 嘉浩 知事）

先ほどお話ししたように、歳入をふやす、歳出を抑える方法しかないので、どちらも全力で取り組むと。また、定員をぎりぎりまで削減をしていくと。県民サービスを落とさないぎりぎりまで定数を削減していくという、そういうオーソドックスなやり方しか方法がないだろうというふうに思っている。今回、政権が変わるので、その辺については、しっかり新政権に対して、今の実情を訴えていかなければならないと、このように思っている。

質問 4. 仮に何かの公共事業をやめた場合、本県の一般財源に与える影響

厳しい財政状況下になると、必ず排除すべきむだな象徴として公共事業をやめるという声が上がリ、その財源を医療や福祉の施策に回すべきであるという意見に差しかえられる風潮もあるが、仮に何かの公共事業をやめた場合、本県の一般財源に与える影響をお伺い願いたい。

答弁（石山 英顕 総務部長）

今年度の当初予算一般会計での公共事業費総額 882 億円の財源内訳としては、国庫支出金 277 億円、県債が 431 億円、一般財源が 119 億円、その他の財源 55 億円となっている。このうち、建設系の公共事業を取りやめた場合、その本県負担分は、主に地方債を財源としていることから、公債費の軽減による将来的な一般財源の縮減にはなるが、当該年度の一般財源の削減にはならない。一方、維持系の公共事業を取りやめた場合、その地方負担分は、一般財源を主な財源としていることから、当該年度の一般財源の縮減とはなるが、安全で安心な県民生活を支える県土基盤の維持のための事業費であることから、急激な削減は困難であると考えている。そのため、本県では公共事業に対してキャップ制を導入し、総事業量をコントロールすることで、県債発行額及び一般財源総額を抑制し、安定的で持続可能な財政運営に向け適正な管理を行っているものである。

自由に使える財源の伸びについて

村井知事は、この 4 年間、富県宮城の政治理念を掲げ、その政策が広く県民に理解をされ、経済基盤の礎を築き、多くの雇用を初めとする富の創出を行い、県政の諸課題に着実に対応してきた。政策の実現遂行のためには、やはり裏打ちされた財源が必要である。その中において、知事のリーダーシップにより、課税自主権の行使であるみやぎ発展税の導入、つまり県民に増税を課すという政治家としてリスクを背負った決断を行い、私たちが賛成をさせていただき、単年約 30 億円の財源をつくり出した。この 30 億円の財源は、地方交付税の 75%ルールが適用されず、そのまま 100%使える財源であり、みやぎ発展税を生かした本県独自の景気対策とも言える企業立地奨励金の事業や産業人材育成事業、防災関連事業の数々、知事みずからの決断で築き上げた

その実績に更なる施策の推進を大いに期待している。このような財源の裏打ちがあるからこそ、セントラル自動車を初めとする自動車関連産業の企業集積が成功し、製造業を中心とした5年先、10年先の税収の伸びが予想される。まさに富の循環あり。しかしながら、本県の財政に与える影響はというと、税収がふえれば、その増加分すべてが自由に使える財源としてふえるわけでないことを承知している。

質問 1. 自由に使える財源の伸びについて

このたびの企業集積により、地方交付税の75%ルールが適用された上で、自由に使える財源をどれくらいの伸びと予想しているのか。

答弁 (石山 英顕 総務部長)

企業集積等による自由に使える財源の伸びの予想については、その基礎となる県税収入への影響が各企業の県内での生産計画や地元企業との取引動向などが明らかになっていないことから、具体的に積算することは困難ではあるが、少なくとも直接的に法人二税や地方消費税等の増収につながるものと考えている。このことから、現在の地方交付税算定方式等が変更されないと想定した場合は、御指摘のとおり、増収税額の25%が自由に使える財源として増加することとなり、現時点よりも確実に自由に使える財源は増加するものと想定しているが、その伸びについての予想もまた困難であると考えている。

補正予算について

国の第1次補正予算、第2次補正予算である経済対策、景気対策と連動した雇用対策を初め少子高齢化、環境防災などの現下の課題解決を図りながら、将来の成長力を高めていくため、多くの新規事業、目玉事業が進められ、今定例会でも6月補正に引き続き、各種基金事業や国庫補助金事業が提案されている。

質問 1. 国補正予算に係る県事業の執行状況はどうか。また、国補正予算が組み直された場合の影響

新政府による補正予算の組み直しも報道されているところであるが、これまでの補正予算の執行状況はどれくらい進んでいるのか。そして、もし補正予算が組み直しをされたときの県への影響をお伺いしたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

6月補正予算で措置した事業のうち、地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事業につきましては、クリーンエネルギー導入促進費は既に助成受け付け終了となったほか、ほとんどの事業が契約手続を開始し、又は事業の開始に向け事務を進めている。公共事業につきましては、農林水産部所管分は約6億円の予算額のうち半分程度が、土木部所管分は43億円の予算額のうち7割程度が起工済み、若しくは執行済みとなっている。基金事業につきましては、三基金とも既に国から交付及び交付決定等を受けており、各事業主体との調整も進んでいる状況である。また、9月補正予算で御審議いただく事業につきましても、基金事業はそのほとんどが交付決定若しくは内示済みとなっている。

これらの状況にかんがみると、もし仮に国補正予算が組み直され、地方にその影響が及ぶ場合、その影響ははかり知れず、県政に相当な混乱が生ずるものと考えている。

再質問

自主財源、いわゆる自主裁量の余地が狭まってきている中において、いわゆる発展税、そして、国の1次補正予算、2次補正予算、大きく見ればこの4年間の総括をすれば、この財源を使って新規事業と、目玉事業と言われるものを県民に対して政策として提案している状況であるが、万が一、財源がストップした場合。いわゆる見直しも含めて考えられるが、これらの施策の継続性という観点からも、地方にとっては景気対策の一環として、ようやく今進んだ状況であるので、そこも含めて知事の更なる意気込み、またお考えをお聞かせ願いたい。

答弁（村井 嘉浩 知事）

今回の、昨年度から今年度にかけての国の補正予算については、ほとんどのものがスタートしている。予算が使い終わったものもあるということなので、少なくとも地方に関する部分については予算を組みかえるということは極めて難しいと、このように思う。恐らくその方向で検討してもらえるものだと、私もそう信じている。

【大綱2点目、地方分権改革】

忘れてはならない地方分権の始まりは、今の時代においては、機能低下が著しい現在の政治システムである中央集権体制からの脱却と、東京への一極集中の是正である。そして、そのねらいは、言うまでもなく、国から地方に財源と権限を移し、地方がみずからの能力と責任で政策決定ができるようにすることである。合併特例法改正以来、地方分権改革よりも効率性を求めた行政改革が展開されてきた。真の地方分権改革をするためには、公共サービスに責任を負う地方の歳出を重視した国と地方の税源配分の改革と広域的自治体の内部改革が必要である。

平成19年5月、当時の菅総務大臣が表明した、故郷を離れて働く人が自分の裁量で故郷に税金の一部を納めることができるというふるさと納税制度、このふるさと納税創設の背景として、素朴な考え方があつた。地方自治体は、税金を投入し、学校や病院を建て、福祉を充実させて、子供たちが育つ環境を整えている。しかし、子供たちの多くは、大きくなると都会の大学に行き、都会で就職をする。地方は苗から一生懸命育てても、果実は都会が摘み取っていく。都市部が得ている税収の幾らかは、人材を育成している地方にも還元されてもよいのではないかと、多くの国民は、このイメージを持っている。結果としては、このように都市部と地方の所得格差を埋めるようになると思うが、ふるさと納税の真意は、納税者がみずからのお金が決められるということである。つまり、一度国庫に入れる必要がない。納税者が公共サービスを選べる、地方の歳出を重視した国と地方の税源配分の改革の第1歩である。そこで以下の6点について質問させていただく。

質問1. 納税者の視点での国と地方のあり方について

納税者目線、国民目線からの国と地方の政治のあり方を広めていくことが、国民全体に地方分権改革の醸成を促すものに必ずやつながっていくものと確信しているが、知事の所感をお聞かせ願いたい。

答弁（村井 嘉浩 知事）

真の地方分権を実現するためには、国と地方の役割分担に基づき、権限とともに必要な税財源が地方に大胆に移譲されることが不可欠である。このことは、住民から見れば、みずからが支払った税金の使い道がより近いところで決定されることになり、また税金が効率的、効果的に使われているかどうかチェックしやすくなるなど、これまで以上に、納税者本位、住民本位の自治を可能にするものである。地方分権改革によって、納税者1人1人の思いが行政に反映されやすくなることを国民にしっかりと訴えることが、国と地方のあり方についての国民的な関心を高め、改革への機運の醸成につながっていくものと考えている。

再質問

私は、ふるさと納税を挙げて、納税者目線からのいわゆる地方分権改革の機運、そしてまた醸成を図るべきだと思っている。このたびの衆議院総選挙の際には、私も何度か御一緒させていただき、道州制の議論をさせていただいた。地方分権改革において、知事としても政治家としても、地方にいわゆる財源をどのような形で移譲していくのかという部分が今問われている大事な時期でもある。私は、国民に対して今まで以上に、もっともっと強く訴えをしていただき、それに対応して議会での議論がいろいろな形でしていくことにより、機運の醸成につながっていくと思うので、更なる発信を期待しているが、意気込みについて再質問させていただく。

答弁（村井 嘉浩 知事）

究極の地方分権である道州制までいくと、税源移譲というものではなくて、自分で当然税率まで決めることができるようになる。まさに、自分で自主財源を生み出すことができると思うが、そこに至るまでは分権ということであるので、権限を地方に譲ると、そして財源も譲っていくことになる。そういった道州制に至るまでは、やはり税財源の移譲、これを強く訴えていかなければならない、このように思っている。

質問2. 国から税財源の委譲を求める取り組みについて

このたびの総選挙で多くの政党が地方分権策をマニフェストに掲げ、国から地方に財源を移す、つまり税源配分を見直し、地方の自主財源を増やすといったものが並べられた。問題は、今や論点設定ではなく、実行力であると思われる。しかしながら、地方の自主財源は増やすというものの、子ども手当や高速道路の無料化など、国の財政は新たな支出項目が増えていく現状にある。地方の自主財源をどのように充実させるのかが見えない。このような状況における所感と、今後、国から税財源の移譲を求め、知事御自身はどのように意思表示をしていくのか。

答弁（村井 嘉浩 知事）

今回の総選挙時のマニフェストには、地方の財源に直接影響する道路関連諸税の暫定税率廃止などの政策が盛り込まれているが、その詳細は明らかではない。更に、今後、国の財政支出が拡大することにより、地方の財政にしわ寄せが来るのではないかと、地方の財源が十分に確保されるかという不安を抱いているところである。地方分権改革を実現するためには、みずからの課題をみずから解決するための自主財源となる地方税財源の充実が急務であり、その確保・充実策について早急に内容を示すべきであると考えている。私としては、まずこ

の勧告の内容に沿った形で地方分権改革が着実に実行されることが最重要課題であると認識しており、国からの大胆な税財源の移譲に向け、全国知事会とともに国に働きかけてまいりたいと考えている。

質問 3. 地方自治体への権限委譲について

財源とセットで行わなければならないのは、公共サービスに責任を負う自治体への権限委譲である。政府の地方分権改革推進委員会は自治体の仕事を国が法令で規定する義務づけ、枠づけについて、今月、具体的項目を盛り込んだ第3次勧告をまとめる方針である。また、同委員会が見直し案を示した1035項目のうち、中央省庁は、約3%に当たる36項目しか見直しに応じてない状況である。地方の公共サービスに責任を負う知事としてのお考えをお聞かせ願いたい。

答弁（村井 嘉浩 知事）

義務づけ、枠づけの見直しは、国から地方への権限、財源の移譲とともに、第2期地方分権改革の重要な柱である。その意味で、今回の地方分権改革推進委員会の見直し案に対する府省の回答については、まことに残念な状況であると受けとめている。

地方分権改革推進委員会では、現在、義務づけ、枠づけの見直しに関する勧告の素案を取りまとめたところと聞いているが、地方自治体がみずからの責任において行政を実施する仕組みを構築するという地方分権改革の本旨に沿って、抜本的な勧告を行っていただきたいと考えている。私としては、府省の強い抵抗がある中で、地方分権改革を実現させるため、政治の強いリーダーシップとともに、国民の理解や後押しを得て、ぜひとも勧告の内容を実現していくべきであると考えている。

質問 4. 試験研究機関のあり方について

広域的な自治体の内部改革の1つとして、各県ごとにある試験研究機関の見直しが必要ではないだろうか。本県の特殊性として、学都仙台の名のごとく、多くの大学が立地され、多くの研究者がいる。大学の研究シーズを使った、まさに民営化が可能な分野であると思われる。

行財政それぞれの効率の見地から、試験研究機関のあり方を整理すべきと考えるがどうか。

答弁（村井 嘉浩 知事）

現在、東北六県が設置している試験研究機関は、農業系が9カ所、水産系が10カ所、林業系が6カ所、産業系が9カ所である。このような試験研究機関を県を越えて集約することができれば、行財政の効率化やそれぞれの研究機関の強化にもつながると考えている。現在、各研究機関の強みを生かす観点から、工業系試験研究機関については、独立行政法人産業技術総合研究所東北センターと東北大を中心に、東北6県が連携してデータベースの構築等を行っているほか、農林水産業分野では、研究課題ごとに関係する県で共同研究を行うなど、広域連携に取り組んでいるところである。今後もこうした個々の連携を積み重ね、その効率性や研究の成果を高めていきたいと考えている。

質問 5. 附属機関の見直しについて

附属機関については、行政の専門化に対応し、行政の公平性を担保するとともに、住民の意見を行政運営に反映させるための手段として、本県の行政運営に大きな役割を果たしている。しかし一方で、行政がこの附属機関を隠れみのとして利用し、行政の責任が曖昧となってしまうのではないかという声が高まりつつある。附属機関が県民にとって行政に関与する方法として有効に機能するためにも、公正かつ透明で効率的な運用に向け、設置の必要性の検討と再調整が必要ではないか。

答弁 (石山 英顕 総務部長)

県では、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例及び附属機関等の設置運営に関する基本方針を定め、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加促進を目的としつつ、行政運営の簡素合理化を図る観点から、外部の方の意見聴取が真に必要な場合などに限り附属機関を設置することとしている。この基本方針においては、附属機関は法令で定められているもの以外は、条例により設置することとされているので、県としては、その必要性について十分検討を行うことももちろん、議会での御審議をいただいた上で設置をしているものである。

今後とも、附属機関のあり方については、設置の必要性をさまざまな観点から検討し、開催状況等も考慮しながら見直しを図ってまいりたいと考えている。

質問 6. 本件独自の附属機関見直し基準について

本県においては、現在法令必置、法令任意や条例に義務づけられている 137 の附属機関があり、その中には案件のたびに設置をされるものが 16 ある。活動が形骸化しているものはほかの行政手段で行い、類似・同種のものを取り扱っている機関を整理するなど、本県独自の附属機関の見直し基準が必要であると考えているがどうか。

答弁 (石山 英顕 総務部長)

社会経済情勢等の変化により附属機関の設置の必要性が低下した場合や、同種・類似又は関連性の強いもの、設置目的及び審議検討事項又は構成員に共通性がある場合などについては、統廃合の観点から常に見直しを行い、合理的運営に努めることとしている。附属機関の中には、その性質上、審議事項が発生した都度、委員が任命される設置形態のものも必要であると考えているが、今後は、この基本方針に定めている見直しの観点から、附属機関のあり方を精査し、一層の簡素合理化を進めてまいりたいと考えている。

附属機関の見直しについて再質問

合理化を進めていくという答弁をいただいたと思うが、合理化を進めるためには、見直し基準が私は必要だと申し上げさせていただいた。そこに対してはどのようにお考えか、もう 1 度質問をさせていただく。

附属機関は 137。平成 20 年度の概略的な数字なのであるが、構成員数掛ける実際に開かれた開催数、そして掛ける費用弁償である 1 1600 円、総計は 8200 万円ぐらいで私の試算だとなっている。その他旅費は別途であるので、一般会計における議会費は約 16 億円、この現状に対する部分のお考えをお聞かせ願いたい。

答弁（石山 英顕 総務部長）

まず、見直しの方針ということであるが、附属機関等の設置運営に関する基本方針というものを定めていて、その9に、附属機関の経常的な見直しという項がある。その中では、常に見直しを行い、合理的な運営に努めると、その適切な管理を図るというふうになっている。その中では、例えば目的を達成したもの、あるいは情勢変化により必要性が低下したものは廃止するとか、行政情報の伝達が主たる目的であるなど形式的なものを廃止するとか、そういったものを具体的に文言として定めている。それに従って不断に見直しを行っている。

それから、費用の関係ということがあった。費用の関係については、委員がおっしゃるような計算でこういった附属機関等の運営経費というものが出てくるわけでないが、人数も、適正な人数をきちんと、その議論を行うのに必要でかつ必要十分な人数の選定をするということ。それから、1つの考え方としては、県内のことを議論するということが多いためであるので、人選も県内中心に行う、そういったようなことで、旅費という観点も一応念頭に置きながら、そういったコストの面でも考えながら行っている。

【大綱3点目、予防医療と健康づくりにおけるスポーツ振興】

予防医療の現状の健診内容

我が国は、深刻な少子高齢化を迎え、医療費を含めた社会保障費の割合は年々増え続け、それを継続的に支える上での次世代の人口層が減少し続けている経済基盤の脆弱さは、本県においても大きな政治課題となっている。さまざまな分野からの施策で重層的に取り組むべき問題と認識している。

平成18年の4月より、県内の市町村による介護予防事業がスタートし、高齢者の方々の加齢に対する健康、介護予防の意識が高まった。また、平成20年4月より、40歳以上の成人への特定健康診査とその結果に伴う特定保健指導が始まり、メタボという言葉が日常会話でも使われるようになり、皆様の健康への関心が大きく高まった。予防医療は、みずからの意識で、栄養、運動、休養など生活習慣の改善により、健康であることの価値を理解する私たちと、財政の義務的経費として年々増加する医療費の割合を1人1人の意識的な行動によって少しでも抑えていく行政の目的として、合致していくものである。

質問1. 予防医療の現状の健診内容をさらに質の高い内容に充実させるための国との連携について

予防医療の重要性の認識が深まる中、現状の健診内容を更に質の高い内容に充実させるべきであると考えている。県民の健康を保ち、未来を見据えた医療費の抑制のためにも国に働きかけるべきであると考えているがどうか。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に特定健康診査・保健指導の実施が義務づけられた。この健康診査は、メタボリックシンドロームの解消に目的を特化したため、老人保健事業の基本健康診査と比較し、健診項目が限定された、魅力の少ないものになったとの指摘がある。県としては、御提案の趣旨を踏まえ、対象者が積極的に受診するよう、より効果的な健診項目の充実について国に対して要望していく。

予防医療について再質問

環境問題と一緒に県民1人1人に大きくゆだねられているところが非常にある。先ほどのモデル事業も含めて、予防医療をしたことによって将来の社会保障費を抑えられるか。これはある程度のモデル事業をして、データ化をして県民に理解をしてもらう。そうすると、私たち県民の健康の価値を見出すこともできるし、ひいては財政適用を抑える。これからの予防医療の関心も含めて、保健福祉部長、再質問とさせていただきます。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

さまざまな世論調査等を見ると、メタボということ自体も相当浸透している。それから運動の重要さとか、健康寿命とか、健康に関することも相当意識は高まっているというデータがある。ただ、議員も言うように、実際、いつもの習慣として運動しているかどうかというあたりがなかなかついていけないというところがある。したがって、そういうのをデータなり客観的にわかるものを示すことによって、また意識も高まるという、それは事実だと思うので、御指摘の点踏まえて、いろんなところで生かしていきたいというふうに思う。

健康づくりのためのスポーツ振興

本県における県民の健康づくりの指針は、みやぎ21健康プランとして、平成18年に改訂版が策定されている。その主な内容は、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防することと、認知症や寝たきりにならない状態で、介護を必要としないようにするための高齢者支援である。このような健康づくりへの取り組みの結果は、県民1人1人の意識に大きくゆだねられるところが大きいと思われる。例えるなら、二酸化炭素の排出問題は、最終的には地球環境の保全という全体の目標として取り組んでいるものの、活動としては、個人の生活の中の意識に大きく委ねられている。

このようなことで、本県でも「ダメだっちゃ温暖化」キャンペーンを行い、県民それぞれの意識を高める施策をとっている。健康づくりに関することでは、栄養・食生活等は食育の県民運動の実施を行い、具体的な活動が見られる。しかし、健康づくりへの運動の取り組みはというと、啓発活動の具体的な形や取り組みが見られないように思われる。そこで以下の3点について質問させていただきます。

質問1. 健康づくりへの啓発活動の具体的な形や取り組み

キャンペーン等の啓発プロモーションを行い、県内の各運動イベントと連動しながら大いに活動を推進させるべきと考えるが、所感をお伺いする。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

県民の健康寿命の延伸を目的に策定したみやぎ21健康プランの推進に当たり、みやぎ21健康プラン推進フォーラムの開催や、みやぎ健康の日に合わせた健康づくり支援事業の実施など、県民の健康づくり活動への意識の向上や健康行動の実践を促すための普及啓発に努めてきた。プランの重点項目の1つに挙げている身体活動や運動の実践については、メタボリックシンドロームや生活習慣病予防のためにも重要なことと考えている

ので、今後も関係機関と連携を図りながら、より多くの県民が参加できるよう一層の普及啓発に努めていく。

質問 2. 予防医療と健康づくりにおける運動促進モデル事業について

運動の効果を裏づけるモデル事業として、県内の企業や町内会などに健康運動指導士や健康運動実践指導士等の資格者を派遣し、運動による健康づくりの継続的支援を行い、その調査結果を広く県民に公開してはどうか。予防医療と健康づくりにおける運動促進のモデル事業として提案するがどうか。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

健康づくりのための運動については、多くの市町村が健康運動指導士の協力や地域の運動普及サポーターの活用により健康教室等を開催し、運動知識や手軽なトレーニング、ウォーキングなどの普及に努めている。

県としては、今後、市町村や健康づくり運動を実践している方々で健康づくり運動普及推進ネットワークを構築し、効果的な推進について研究していくこととしている。御提案のありました有効な運動指導や運動習慣定着のための方策等について、この事業の中で検討していく。

質問 3. 総合型スポーツクラブの普及の推進

意識の啓発とともに、県民が運動するという活動に対し、指導者の育成や施設の整備など受け皿の拡充も重要である。そのような中で、総合型地域スポーツクラブの普及が大きな役割を果たすところである。国のスポーツ振興基本計画では、生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指し、総合型地域スポーツクラブの設置を来年までに各市町村に少なくとも1つ、将来的には中学校区程度の地域に1つにするという展開をうたっている。現在、本県においては、10市5町の27クラブが設立されている。県民にとっては、予防医療と健康づくり以外にも、本県のスポーツ振興、地域コミュニティの活性化と総合型地域スポーツクラブの設立による恩恵を享受できると考える。この計画への推進をどのようにとらえているのか。また、国の計画との隔りがある本県の現状についての問題点があれば、お伺いする。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

本県では、平成14年12月に宮城県スポーツ振興基本計画を策定し、平成24年度までに、少なくとも各市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブの設立を目標とする計画の推進を図ってきたところであるが、現在、進捗率は全国の中で大変低い状況となっている。

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ振興はもとより、地域コミュニティ活動の活性化など多くの効果が期待されることから、だれでも、いつでも、どこでもスポーツができるよう、市町村の環境整備に向け、一層計画を推進していかなければならないと考えている。

次に、国の計画との隔りがある本県の現状についての問題点だが、国と県の目標年次の相違に加えまして、市町村においては、組織づくりや新たな指導者といった人的資源の確保が難しいこと、更に、運営に要する財源確保が課題となっている。

県教育委員会としては、研修会を通じて市町村のスポーツ振興基本計画策定を支援するほか、先進事例の情報提供を行うなど、市町村が取り組みやすい環境づくりに努めていきたいと考えている。